

方針Ⅱ 生き物の生息・生育空間である生態系ネットワークの拠点（エリア）の創出

都市公園や公共施設などの公共空間におけるみどりだけではなく、住宅や、屋上・壁面も含めた民有地での緑化は、市内を流れる淀川や大和川、さらには琵琶湖、生駒山など周辺エリアの豊かな自然と相まって、生き物の生息・生育空間を連続的に広げていくことにつながります。そのため、事業者、市民などと連携して、生き物の生息・生育空間の拠点（エリア）となる自然環境の整備を進めます。

【具体的施策 No.21】

取組み	緑化重点地区においてみどりを質・量ともに豊かなものにします
内容	<p>グリーンインフラストラクチャー（グリーンインフラ）の概念の浸透を図りながら、「新・大阪市緑の基本計画」に定める緑化重点地区である以下の6地区において、重点的に緑化を推進します。</p> <p>【緑化重点地区】</p>  <p>■：都市公園</p>
関係所属等	環境局、建設局、大阪港湾局

【具体的施策 No.22】

取組み	事業所や家庭などでみどりを質・量ともに豊かなものにしよう
内容	<p>自然環境の連続性確保など質・量ともに豊かなみどりを市民などとともに形成していくため、グリーンインフラの概念の浸透を図りながら、事業所や家庭などにおいて緑化の取組みを進めるよう働きかけます。</p> <p>【大阪市の主な取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面積 500m²以上の敷地で建築物の新築などをしようとする建築主に対して、大阪市みどりのまちづくり条例及び建築物に付属する緑化などに関する指導要綱に基づき敷地面積の3%以上の緑地を接道部に確保するよう指導します。 ○総合設計制度を用いて建築しようとする建築物に屋上・壁面緑化を行う場合に、一般的な公開空地により得られる割増容積率に加え、屋上緑化などの面積に応じて容積率を割増する「屋上緑化等容積ボーナス制度」を実施することにより、民有地における屋上緑化などを促進します。 ○生産緑地法に規定する農地に対して、都市計画運用指針（国土交通省策定）などに基づき、適正な保全を図ります。 ○大阪市関連施設において、緑化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・事務所（市庁舎、区役所、消防署、公園事務所など） ・学校園（幼稚園、小学校、中学校、高等学校） ・市営住宅 ・教育・文化・スポーツ施設（図書館、博物館、美術館、スポーツセンター、プールなど） ・上下水道関係施設 ・社会福祉・保健施設（保育所、老人福祉センター、障がい者福祉施設など）
関係所属等	区役所、全局・室
関係先	市民、環境 NGO/NPO、研究機関、事業者

種から育てる地域の花づくり

「種から育てる地域の花づくり」事業は、市民の皆さんが自分たちの手で種から育て、その花をまちなかの公園、道路、区役所、学校などに植えることで、きれいな暮らしやすいまちにし、愛着を深めながら自主的なまちづくりへの参加意識を高め、潤いのある美しいまちづくりを進めていこうとする運動を支援するものです。

花づくりは、ビニールハウスの中で土づくりからはじまります。種まき、養生を経て成長した花苗は、公園や道路、区役所、駅前などに運ばれ、植付けされます。その後も、近隣の市民の皆さんや施設の職員などが協力し、水やりなど花壇の世話をするとともに、花壇周辺の清掃活動などを行います。

この運動では、世代を問わず幅広い市民の皆さんに参加・体験をいただくことで、住民同士のふれあいやコミュニケーションの活性化も図っています。



地域の花づくり
ロゴマーク



土づくり、種まき、養生



植付け

生態系を活用した防災・減災 Eco-DRR

私たちの暮らしは、食料や水の供給、気候の安定など、「生態系サービス」と呼ばれる生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。将来的にも、気候変動の進行にともなう極端な気象現象や巨大地震の発生が予測されている中、想定を超える規模の自然現象が発生することを前提として、防災・減災について考える必要があります。

私たちが安全で豊かな生活を営むために、人と自然との関係を再構築していくことが求められており、近年、健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを低減させる「Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction」という考え方が注目されています。

生態系を基盤として防災・減災を考えることは、新しい概念ではありません。日本では古くから、災害の教訓を活かし、地域の生態系を保全しながら活用することで災害を防いだり、災害を前提とした土地利用や暮らし方によって被害を少なくするなど、様々な工夫をこらしてきました。

地域ごとに過去から受け継がれてきた災害との向き合い方と、それを基本としながら暮らしの豊かさを向上させてきた知恵から学ぶことによって、地域の安全と暮らしの豊かさの両立を考えていく必要があります。



出典：2020 年度中央環境審議会 資料

【具体的施策 No.23】

取組み	「おおさか生物多様性パートナー協定制度」の活用を促進し、事業者との連携を強化します
内容	大阪府は「おおさか生物多様性パートナー協定制度」を活用し、事業者の生物多様性保全活動を促進しています。大阪市も大阪府と連携して制度のPRに取り組むとともに、情報発信や生物多様性に関するイベントの企画・実施などで事業者との連携強化に取り組みます。
関係所属等	環境局

おおさか生物多様性パートナー協定制度

「おおさか生物多様性パートナー協定制度」とは、民間事業者の生物多様性保全活動を支援するため、大阪府が創設した協定制度です。民間事業者の生物多様性保全活動を促進するため、活動内容の認証やホームページによる活動紹介、大学・試験研究機関などの専門機関による研究成果を活用した学術・技術的な支援を実施しています。

2014 年度に協定締結した積水ハウス（株）では、大阪駅前の新梅田シティにて「新・里山」の取組みを行っています。ここでは、日本の原風景「里山」をお手本とした庭づくり「5本の樹」計画に基づき、地域の在来種を中心に雑木林や田畑を設け、公開空地として一般公開されています。



新梅田シティ「新・里山」

方針Ⅲ 生態系ネットワークの形成と広域連携の取組み

大阪市には、生物多様性ホットスポットや大規模公園などの自然があります。これらをつなぐ河川や道路に沿ってみどりをつなげ、みどりの骨格の形成に努めるなど、生態系ネットワークの形成を図ります。また、市内の自然が、生駒山、淀川、大阪湾などの広域的な自然との「つながり」の中にあることを踏まえ、こうした自然との連携・ネットワーク化などを考慮した広域連携の取組みを進めます。

【具体的施策 No.24】

取組み	河川、道路に沿ってみどりをつなげていきます
内容	都市の骨格を形成する河川、道路は、大規模公園などの生態系の各拠点をつなぎ、生き物の移動空間としての役割をはたしており、生態系ネットワークの拡大に大きく寄与するため、行政、市民、事業者などが連携して、緑化の推進に努めます。
関係所属等	環境局、建設局

【具体的施策 No.25】

取組み	みどりの骨格をつくろう
内容	<p>市内には、上町台地の斜面地のみどりや淀川、大和川などの貴重な自然があります。これらの自然は生き物の移動空間としての役割をはたしており、生態系ネットワークに大きく寄与します。</p> <p>そのため、「新・大阪市緑の基本計画」の“みどりの骨格”の形成に向け、みどりの保全に努めるとともに、市民、事業者の意識啓発に努めます。</p> <p>【大阪の個性を特徴づける自然・歴史・文化を感じる“みどりの骨格”】</p> <p>淀川エリア 大川・中之島エリア 上町台地エリア 大和川エリア</p> <p>■ : 都市公園</p>
関係所属等	環境局、建設局
関係先	国、市民、事業者

【具体的施策 No.26】

取組み	大阪湾再生行動計画に基づく大阪湾水質改善に向けた再生プロジェクトを展開します																
内 容	大阪湾再生行動計画（第二期）に基づき、大阪湾の水質環境改善に向けた再生プロジェクトを展開します。特に、アピールポイントのエリア内において、水質の改善や生物多様性に配慮した整備、普及啓発などに取り組むとともに、生物共生型護岸（緩傾斜護岸等）の整備等を推進します。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">アピールポイント</th> <th>主 な 施 策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">まちなかで水に親しめる水都大阪の水辺・海辺</td> <td>矢倉緑地</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 </td> </tr> <tr> <td>夢洲、咲洲、舞洲、新島</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した緩傾斜護岸の整備（新島） ・緩傾斜護岸におけるモニタリング調査（新島） ・普及啓発の推進 </td> </tr> <tr> <td>OBP 周辺（寝屋川水系）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・「寝屋川流域水環境改善計画」に基づいた施策の推進 </td> </tr> <tr> <td>道頓堀川・東横堀川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化対策の推進 </td> </tr> <tr> <td>市民が参加した川づくりが進む大和川</td> <td>大和川</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 </td> </tr> </tbody> </table>		アピールポイント		主 な 施 策	まちなかで水に親しめる水都大阪の水辺・海辺	矢倉緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 	夢洲、咲洲、舞洲、新島	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した緩傾斜護岸の整備（新島） ・緩傾斜護岸におけるモニタリング調査（新島） ・普及啓発の推進 	OBP 周辺（寝屋川水系）	<ul style="list-style-type: none"> ・「寝屋川流域水環境改善計画」に基づいた施策の推進 	道頓堀川・東横堀川	<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化対策の推進 	市民が参加した川づくりが進む大和川	大和川	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進
	アピールポイント		主 な 施 策														
	まちなかで水に親しめる水都大阪の水辺・海辺	矢倉緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 														
		夢洲、咲洲、舞洲、新島	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した緩傾斜護岸の整備（新島） ・緩傾斜護岸におけるモニタリング調査（新島） ・普及啓発の推進 														
OBP 周辺（寝屋川水系）		<ul style="list-style-type: none"> ・「寝屋川流域水環境改善計画」に基づいた施策の推進 															
道頓堀川・東横堀川		<ul style="list-style-type: none"> ・水質浄化対策の推進 															
市民が参加した川づくりが進む大和川	大和川	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃活動 ・普及啓発の推進 															
関係所属等	環境局、建設局、大阪港湾局、環境科学研究センター																
関係先	国、大阪府、環境 NGO/NPO																

【具体的施策 No.27】

取組み	広域的な生態系ネットワークの形成に向けた広域的な取組みを実施します	
内 容	国、関西広域連合、大阪府、周辺市、環境 NGO/NPO などとの連携を強化しながら、市内の生物保全活動を推進するとともに、関西広域連合の構成団体として、広域的な生物多様性保全活動に取り組めます。	
関係所属等	環境局、自然史博物館、環境科学研究センター	
関係先	国、大阪府、関西広域連合、環境 NGO/NPO	

【基本戦略 C】 生物多様性に配慮した生産・消費への変革

ねらい：消費者の生物多様性に関する意識が高まっていけば、企業も持続可能性や企業戦略の観点から生物多様性の保全や配慮に積極的に取り組んでいくことが必要となります。そのため、生物多様性保全に配慮していることが確認されている認証製品の選択的購入や食品ロスの削減など、普段の生活の中で誰でも実施できる変革を広げていくことが重要です。こうしたことから、一大消費地としてのポテンシャルを活かし、国外も含めた他地域の生物多様性に好影響を与える消費へと変え、それにより生産活動も変えていきます。

方針 I 暮らしと生物多様性の関わりの発信

大阪ゆかりの「なにわの伝統野菜」や魚介類などを活用した地産地消を進めていくことは、身近な地域の風土への関心を高め、食をはじめ生物多様性の恵みに感謝する気持ちを育むほか、輸送に必要なエネルギーの削減により環境への負荷低減にもつながります。そのため、日常生活の中から消費を見直していくことをめざし、「なにわの伝統野菜」などを用いた「食育」などに取り組みます。

【具体的施策 No.28】

取組み	食育に関する普及啓発を進めよう
内容	生物多様性の恵みである食を持続的に利用し、持続可能な暮らしを次世代に引き継ぐため、行政、環境 NGO/NPO、事業者などが連携して、食育に関する普及啓発活動を進めます。
関係所属等	区役所、中央卸売市場、健康局、環境局、教育委員会事務局、消費者センター
関係先	環境 NGO/NPO、事業者

【具体的施策 No.29】

取組み	なにわの伝統野菜や大阪産の魚介類など地元の産物をPRしよう
内容	大阪市内を中心に生産されている「なにわの伝統野菜」や淀川の魚介類「淀川産（もん）」などを認知してもらうため、行政、生産者、事業者などが連携して、各主体のホームページやチラシなどによるPRを進めます。 また、生物多様性を保全する上で、地産地消の重要性を理解してもらうため、「なにわの伝統野菜」などを取り上げた環境学習を実施します。
関係所属等	区役所、経済戦略局、環境局、建設局
関係先	市民、環境 NGO/NPO、事業者

淀川産（よどがわもん）

「淀川産（よどがわもん）」とは、地元漁業者などが推進している淀川の魚介類ブランドのことで、昔ながらの漁法で収穫されたシジミやウナギは、天然の特産品としてPRされています。



方針Ⅱ 民間事業者の生物多様性の取組みの促進

民間事業者の事業活動は、生産・消費を通じて生物多様性の保全などにおいて大きな役割を担っていることから、民間事業者の生物多様性に対する働きかけを強め、自主的な取組みを促進します。

【具体的施策 No.30】

取組み	遺伝子組換え生物などの使用などによる生物多様性への影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する普及啓発を進めます
内容	市内の民間事業者などに対して、遺伝子組換え生物などの使用による生物の多様性への影響、遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する認知度を高めるため、国などと連携し、情報発信などに取り組みます。
関係所属等	環境局

遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）について

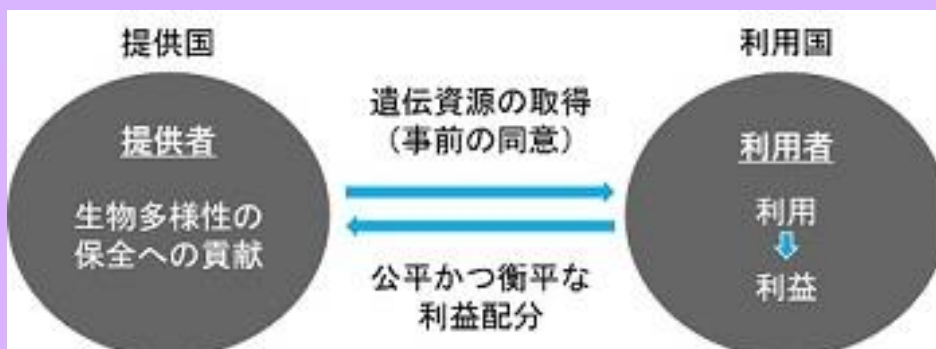
進化を重ね生存競争を生き残ってきた生き物は、有用な技術・情報を秘めており、実際、医薬品などの中には生き物がいなければ開発できなかったものも少なくありません。生き物の種が多様であれば、将来、医薬品の開発などに役に立つ生き物が見つかる可能性も高くなり、また生き物の種が同じでも遺伝子が多様であれば、遺伝子の導入によって優れた品種を生み出せる可能性が高くなると考えられます。

まさに生物多様性はイノベーションの宝庫であり、遺伝の機能を有する生き物は「遺伝資源」と呼ばれています。1993年の生物多様性条約の発効以降、遺伝資源を取得する場合には、遺伝資源の提供国から事前の同意を得たうえで、その利用から得られた利益を公正かつ衡平に配分することが求められています。この国際ルールは、「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）」と呼ばれています。

遺伝資源の利用とそこから得られる利益の配分をめぐるのは、遺伝資源をもとに、新たな医薬品などを開発・製造する先進国の企業と、生き物の原産国や生き物を伝統的に利用していた地元の人々に利益が還元されないという不満をもつ途上国との間で対立が生じてきました。

こうした問題を解決するために、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのが、「遺伝資源の取得の機会（Access）及びその利用から生ずる利益（Benefit）の公正かつ衡平な配分（Sharing）に関する名古屋議定書」です。

この議定書では、遺伝資源を適切に取得し、その利用から生じる利益を、遺伝資源提供者に公正・衡平に配分することによって、生物多様性の保全及び遺伝資源の構成要素の持続可能な利用に貢献することを定めています。日本政府も2017年5月にこの議定書を批准しています。



【具体的施策 No.31】

取組み	「生物多様性民間参画ガイドライン」に沿った自主的な取組みを進めよう
内容	幅広い分野の事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組んでいただくために必要な基礎的な情報や考え方などをとりまとめた、環境省の「生物多様性民間参画ガイドライン（第2版）」をホームページなどで紹介し、事業者による生物多様性保全の自主的な取組みを促進します。
関係所属等	環境局
関係先	国

「事業者による生物多様性の取組み」の促進

環境省では、民間事業者へ向けて、生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行う際の指針となる

「生物多様性民間参画ガイドライン」をとりまとめています。

これにより、生物多様性に配慮した製品・サービスの提供を通じて、消費者のライフスタイルの転換を促すなど、自然との共生や、持続可能な社会の実現に民間事業者が貢献していくことを期待しています。



【具体的施策 No.32】

取組み	生物多様性に配慮した木材製品の調達を進めよう
内容	市内の事業者に対して、持続可能な管理がなされた森林から切り出されたことが認証された木材製品の調達を促進するため、行政、環境 NGO/NPO などが連携して、ホームページなどでの情報発信などの普及啓発活動を推進します。
関係所属等	環境局など
関係先	環境 NGO/NPO、事業者

【具体的施策 No.33】

取組み	民間事業者などの自主的な取組みを促進します
内容	「大阪市環境表彰」など既存の表彰制度の活用や、民間事業者などの取組みを情報収集し、好事例については大阪市として積極的に PR するなど、生物多様性保全に向けた民間事業者などによる自主的な取組みを促進します。
関係所属等	環境局

方針Ⅲ 生物多様性に配慮した生活への変革

他地域の生物多様性に好影響を与える持続可能な生産・消費の波及をめざし、生物多様性に配慮した情報発信、大阪市役所などの調達における生物多様性に配慮した製品の利用の推進などに取り組みます。また、森林環境譲与税を活用した国産木材の利用を促進します。

【具体的施策 No.34】

取組み	食品ロスの削減に向けた普及啓発を進めます
内容	市民や食品関連事業者などに対して、食べられるのに廃棄されている食品、いわゆる「食品ロス」の削減に向けた普及啓発を進めます。
関係所属等	環境局

食品ロス削減に向けた取組み

●「大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度」(食べ残しあかで OSAKA)

小盛りメニューの導入や食べ残し削減の啓発活動などに取り組む飲食店を「大阪市食べ残しゼロ推進店」として登録し、大阪市ホームページなどを活用して取組みを紹介しています。

また、(一社)大阪外食産業協会、(株)京阪神エルマガジン社、(株)REARS(リアーズ)及び(株)コークッキングそれぞれと「食べ残しゼロ」の推進に関する連携協定を締結し、食品廃棄物の減量に取り組んでいます。



推進店の目印

●「食べ残し削減」の多言語メッセージカードの配布

食品ロス削減を啓発する多言語メッセージカードを観光案内所(関西国際空港等)で設置し、食品ロスの削減に取り組んでいます。



メッセージカード →

ドギーバッグ ↓



●ドギーバッグの普及啓発

大阪市イベントにおいて、飲食店等での食品ロス削減のため、市民に対しドギーバッグ(飲食店で食べきれなかった料理を持ち帰りするための容器のこと)の普及啓発の取組みを行っています。

●「30・10(さんまるいちまる)運動」で残さず食べましょう!

「30・10(さんまるいちまる)運動」とは、会食や宴会時の、『最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう』という運動です。食料の多くを輸入に頼りながら、大量の食べ物が捨てられていることは、「もったいない」だけでなく、地球環境にも大きな影響を及ぼします。

普段から、外食する時には食べきれぬ量を注文するなど、残さず食べることを意識して、食品ロスの削減に取り組みましょう。

【具体的施策 No.35】

取組み	「賢い消費者（スマートコンシューマー）」への変革を促します
内容	市民や事業者などに生物多様性に配慮した「賢い消費者（スマートコンシューマー）」として行動していただくため、生物多様性に配慮した製品であることを証明する環境認証制度をホームページなどで紹介することなどにより、生物多様性に配慮した製品を消費者に選択していただけるよう、意識向上を図ります。
関係所属等	環境局

エコラベルを選ぼう

生物多様性に貢献している商品には、エコラベルが付いています。下記のマークを参考に商品を選べば、あなたは、生物多様性に配慮した“スマートコンシューマー（賢い消費者）”！

●MSC 認証ラベル（海のエコラベル）

海洋管理協議会（MSC：Marine Stewardship Council）の厳正な認証規格に適合した漁業で獲られた、持続可能な水産物にのみ認められる証、それが MSC 認証ラベル、通称「海のエコラベル」です。



●マリン・エコラベル・ジャパン認証

水産物を対象にした日本初のエコラベル制度です。水産資源の持続的利用や生態系保全を図るための活動を積極的に行う漁業を認証し、消費者などに、これらの活動を応援してもらうことを目的としています。



●国際フェアトレード認証ラベル

フェアトレード認証の環境基準では、生産者に対し、希少種の保全、外来種の侵入防止策、水質保全など、貴重な生態系保全のための規定を設けています。



●FSC認証

適切な森林管理がされていると認証された森林から収穫された木材及びFSCの規格で認められた原料を使用した木材製品や紙製品には、FSCのラベルが付けられます。



●レインフォレスト・アライアンス認証

生物多様性を維持し、人々の持続可能な生活を確保することを目的に認証された森林や農園で作られた商品に付けられるロゴマークです。



消費者が、商品やサービスを選択するときの基準として、どこで作られたのか、どのように作られたのかなどを考える「エシカルな視点」を意識することで、社会的な課題や環境問題の解決につなげることができます。

ここに紹介しているのは代表的なエコラベルの一部です。エコラベルに注目して、毎日の暮らしから変えてみましょう。

【具体的施策 No.36】

取組み	グリーン調達を推進します
内容	生産、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷ができる限り少ない物品を選択して購入するグリーン調達を推進します。
関係所属等	区役所、全局・室

【具体的施策 No.37】

取組み	木材利用を促進します
内容	公共建築物などでの木材利用を図るとともに、木とふれあい、木の良さを実感できる機会を幅広く提供することにより、国内で生産された木材の利用の拡大を促進します。
関係所属等	環境局など

大阪市内での木材利用推進イベント

天王寺公園エントランスエリアの「てんしば」にて、期間限定の公園「十津川村公園」(イベント)が開園されました。

(2019年10月26日、27日)

林業の村である奈良県十津川村の木で作った遊具での遊びを通じて都市部の子どもたちが気軽に「木にふれる」ことで、木の「手触り」、「香り」、「ぬくもり」を感じてもらうことがねらいです。



天王寺公園「てんしば」でのイベント



木製遊具が並ぶ「十津川村公園」

イベントではブランコ、トンネルなどの遊具のほか、丸太切りワークショップなどの体験を楽しむことができ、都会の真ん中で、木のぬくもりを体験することができる場となっています。